

SNS を活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の目的

就職氷河期世代（概ね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代を指す。）は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、長期にわたり無業の状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方がいます。

三重労働局と県では、就職氷河期世代の方々の活躍の場をさらに広げ、関係機関が一体となった支援を行うため、経済団体や支援機関等で構成する「みえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を令和2年3月に設置するとともに、令和2年7月には、3年間の事業実施計画を策定しました。また、県では、令和2年10月に、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」に就職氷河期世代専用の相談窓口「マイチャレ三重」を開設し、雇用・福祉・医療等の支援機関と連携しながら、相談から就職、定着までの切れ目ない支援を行っています。

現在は紙媒体を中心とした広報を実施していますが、令和2年度に県が実施した就職氷河期世代の実態調査結果では、長期にわたり無業の状態にある方のTwitter利用率が40%を超えているなど、支援対象者のSNS利用率が高くなっており、より多くの支援対象者に情報を届けていくためには、SNSを効果的に活用することが重要です。

本事業は、SNSを活用し、就職氷河期世代支援策に関するきめ細かな情報発信を行い、支援対象者やその家族に対する情報のアウトリーチを図ることで、各種支援策の利用を促進することを目的とします。

2 企画提案コンペを行う目的

事業を実施するにあたり、支援対象者における就職氷河期世代支援策の認知度向上及び利用促進のために必要な業務を委託できる最適な事業者を選定するため。

3 委託業務の内容

(1) 委託業務名 SNS を活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ事業業務委託

- (2) 委託期間 契約締結日から令和4年3月22日まで
- (3) 業務内容 別添「SNS を活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ事業業務委託仕様書」のとおり

4 契約上限額

4, 455, 704円【消費税及び地方消費税（税率10%）を含む】

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しない者であること。
- (5) 三重県税又は地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 複数の事業者から成る共同事業体による参加の場合は、当該共同事業体のすべての構成団体が、上記（1）から（5）の参加条件を満たすこと。

6 提出書類、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を郵送又は持参により提出してください（郵送により提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい）。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税（徴収）の猶予制度を受けるため関係機関に申請を行ったことにより、提出期限までに（3）または（4）の書類の提出ができない場合は、申立書（第4号様式）を提出してください。

提出期限：令和3年7月8日（木） 午後5時必着

提出先：下記21に記載する連絡先

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書兼誓約書（第1号様式） 1部
 ※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること。
- (2) 登記簿謄本、現在事項証明書又は代表者事項証明書の写し 1部
 ※複数の事業者から成る共同事業体による参加の場合は、当該共同事業体のすべての構成団体について書類が必要です。
- (3) 「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」(税務署発行)の写し . . . 1部
 ※複数の事業者から成る共同事業体による参加の場合は、当該共同事業体のすべての構成団体について書類が必要です。
- (4) 「納税確認書」（県税事務所発行）の写し（三重県内に本支店又は営業所がある場合）
 1部
 ※複数の事業者から成る共同事業体による参加の場合は、当該共同事業体のすべての構成団体について書類が必要です。
- (5) 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式） 1部
 複数の事業者から成る共同事業体による参加の場合に提出すること。
 また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付すること。

7 提出を求める企画提案資料、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を郵送又は持参により提出してください。（郵送により提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。）

提出期限：令和3年7月15日（木） 午後5時必着

提出先：下記21に記載する連絡先

- (1) 企画提案書 10部

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえ、以下①～⑤の内容を簡潔に示してください。また、企画提案書は、両面印刷のうえ長辺を綴じて30頁以内で作成してください。

①内容

【SNS アカウントの開設及び運用】

- ・実施計画（提案コンセプト、投稿スケジュール、各回の投稿までの実施手順等）
- ・PR 漫画の概要（コンセプト、絵柄のイメージ、ページ数等）

- ・各 SNS による情報発信の概要（各 SNS 特性の活用方法、記事内容等）
- ・各 SNS における数値目標（項目、目標数）
- ・投稿を拡散するための工夫
- ・フォローやいいね！を増やすための施策（ハッシュタグの内容等）
- ・コメントやメッセージへの対応方法

【効果測定】

- ・測定方法、測定指標

【その他】

- ・投稿や広告等に対する反応の分析方法と改善方策

②業務の実施体制

- ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名）
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制

③その他の提案

- ・その他アピールポイントについて
- ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載のこと。

(2) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部

見積額及び積算の内訳がわかる資料を提出してください。

様式は自由とします。

(3) その他資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部

提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレット等でも可。）を提出してください。また、直近3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、その内容がわかる資料も添付してください。

8 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「SNS を活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。なお、選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 第1次審査（適否評価）の実施

実施日時 令和3年7月16日（金）（予定）

（ただし申し込み数が少ない場合は、第1次審査を省略することがあります。）

（2）第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

実施日時 令和3年7月20日（火）午前（予定）

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者へファクシミリ又は電子メールにて連絡します。

（1）日時：令和3年7月20日（火）午前（予定）

（2）場所：「Zoom」を使用し、オンラインで実施します。

説明は、提出いただいた企画提案資料によるものとします。

10 最優秀提案の選定方法

以下の項目により、総合的に評価して選定します。

（1）目的適合性

・委託業務の目的と提案内容が合致しているか。

（2）企画性

・PR漫画の内容が支援対象者への訴求力が高い内容であるか。

・広告や各SNSの特性を活かした、「フォロワー」や「いいね」、「シェア」を多数確保することができる手法が提案されているか。

（3）実現可能性

・経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。

・実施スケジュールは具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。

（4）意欲・創意工夫

・業務の実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか

（5）経済合理性

・事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。

・費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

1 1 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

1 2 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和3年7月1日（木）正午まで（必着）

(2) 質問の方法

ファクシミリ、電子メール（電話にて着信の確認を行ってください）。なお、質問文書には回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記して下さい。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限られるものとし、企画内容に関する照会には回答できません。

(4) 質問に対する回答

令和3年7月2日（金）までに本企画提案コンペ公告（本HP）にて掲載します。

1 3 契約方法に関する事項

最優秀提案事業者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。

(1) 契約条項は、三重県雇用経済部において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま

す。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又

は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行います。

1.4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

(1) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。なお、委託料は契約額を上限に、受託者が委託事業を実施するに要した金額とします。

(2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり県が必要であると認める場合には、概算払とすることができることとします。

1.6 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.7 個人情報の保護

(1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければなりません。

(2) 三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意してください。

1.8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

20 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (3) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮しつつ、実施内容を三重県雇用経済部雇用対策課と協議しながら進めるものとし、必要に応じて業務打ち合わせを行うものとします。委託内容に変更が生じるときは委託料を減額する場合があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。

(8) 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定することとします。

2 1 連絡先

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 雇用対策課 若者・女性雇用班 担当：山岸

TEL : 059-224-2465 FAX : 059-224-2455 E-mail : koyou@pref.mie.lg.jp